明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

限定承認公告

本籍横浜市南区永田南一丁目七番、最後の住所横浜市南区永田南一丁目七番一八号

被相続人　亡　松田　三郎

右被相続人は平成二十七年一月二十二日死亡し、その相続人は平成二十七年五月十三日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十五日

横浜市南区永田南一丁目七番一八号

相続財産管理人　松田　富子

限定承認公告

本籍愛知県岡崎市明大寺町字西郷中三五番地、最後の住所大阪府大阪市生野区生野西一丁目一三番一二号メゾンあゆみ一〇三号室

被相続人　亡　近藤　祐次

右被相続人は平成二十七年一月一日頃から十日頃までの間に死亡し、その相続人は平成二十七年四月十三日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十五日

愛知県岡崎市祐金町一二五番地ジブラルタ生命岡崎ビル六階山本健司法律事務所

限定承認者　近藤巳有希

右代理人弁護士　山本　健司

自己株式の取得につき通知公告

当社は、自己株式の取得につき、平成二十七年五月十四日開催の取締役会において左記のとおり決議いたしましたので公告します。

一、取得する株式の数　三九二、〇〇〇株

二、株式一株を取得するのと引換えに交付する金銭等の額　金二五五円

三、株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額　金九九、九六〇、〇〇〇円

四、株式の譲渡しの申込みの期日

平成二十七年六月八日

平成二十七年五月二十五日

東京都中央区日本橋本町二丁目二番二号

ヤマト科学株式会社

取締役社長　森川　智

金融商品取引業に係る吸収分割の公告

当社は、吸収分割により野村アセットマネジメント株式会社（住所東京都中央区日本橋一丁目一二番一号）に対して当社の機関投資家顧問に係る事業の権利義務を承継させることといたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、効力発生日は平成二十七年七月一日です。

平成二十七年五月二十五日

東京都中央区日本橋浜町三丁目二一番一号

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社

取締役社長　横田　靖博

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一一〇条に基づき優先資本金の額を金一億二千三十五万円減少し、金四十二億二千二百六十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十七年四月二十四日付官報の号外第九十六号五十六頁に掲載されています。

平成二十七年五月二十五日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号

アクアシティインベストメント特定目的会社

取締役　平本　正和

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四十一億六千三百二十万円減少し〇円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十七年六月二十六日であり、社員総会の決議は、平成二十七年五月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年五月十八日

掲載頁　六十頁（号外第一〇九号）

平成二十七年五月二十五日

東京都中央区新川一丁目一番七号新川ビル四―A、SK内

Ｓｈｉｂｕｙａ　Ｇａｔｅ特定目的会社

取締役　鎌形　武彦

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を四十一億六千三百二十万円減少して〇円とし、発行済募集優先出資八万三千二百六十四口を消却することにいたしましたので、当社の募集優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年六月二十六日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年五月二十五日

東京都中央区新川一丁目一番七号新川ビル四―A、SK内

Ｓｈｉｂｕｙａ　Ｇａｔｅ特定目的会社

取締役　鎌形　武彦

正誤

ページ	段	行	誤	正
五四六	下	終りから一六	あつては、	あつては、）
六〇七	四	上	終りから一	平成二十七年三月三十一日（号外特第十一号）内閣府告示第四十九号（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等）（原稿誤り）
六〇八	下	終りから一	平成二十七年三月四日（号外第四十六号）公布経済産業省令第九号（電気事業法施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）	
六〇九	中	認定区分の欄中	三一級地から七級地まで	百分の二十地域から百分の三地域まで
六一〇	中	基本加算部分の欄の表頭中	一号	一号
六一三	中	〃	夜間保育加算 （注） 処遇改善等加算	夜間保育加算 月額調整 処遇改善等加算
六一五	中	〃	高齢者等	高齢者等
六一七	中	〃	単価処置加算（単配に限る。）＋加算（単児童に限る。）＋加算（分園設置（及び分園長処遇加算のもの）。）×10/100	単価加算（本所に限る。）＋加算（単児童に限る。）＋加算（分園設置（及び分園長処遇加算のもの）。）×10/100
六一九	中	〃	本歳加算（本三善改善もの。）＋加算（基三善改善設置も及び改遇係る。）	本歳加算（本三善改善もの。）＋加算（基所長処遇加算価置も及び改遇係る。）
六二一	中	〃	算（基本所に限る。）	
六二三	中	〃	加減調整部分、分園の場合の欄中	
六二五	中	〃	入所児童処遇特別加算の欄中	
六二七	中	〃		
六一三	中	〃		
六一五	中	〃		
六一七	中	〃		
六一九	中	〃		
六二一	中	〃		
六二三	中	〃		
六二五	中	〃		
六二七	中	〃		
六二八	中	〃		

◉号外　五月二十二日付特第一五号
日付政府調達第九五号二四

二ページ●同月二十五日付第一一五号六四ページ●同ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）